

資料紹介

福井藩と「御門前喧嘩一件」

堀井 雅弘*

はじめに

1. 福井藩の上屋敷と辻番所
2. 松平文庫「御門前喧嘩一件」
3. 福井藩と「御門前喧嘩一件」
 - (1) 辻番人と「手負候者」
 - (2) 「稽古所」での勾留と治療
 - (3) 検使による吟味
 - (4) 町奉行所への引き渡し
4. 御家老中からの「別紙」

おわりに

はじめに

福井藩の藩政資料と藩主家であった松平家・藩校などに伝来した国書・漢籍からなる「松平文庫」という資料群が、福井県立図書館で保管されている¹⁾。その松平文庫の藩政資料の中に「御門前喧嘩一件」という資料がある(写真1)²⁾。まず、標題の「御」という文字から、これは藩の屋敷、または福井城、あるいは江戸城、いずれにしても福井藩、あるいは幕府を象徴する建物の「門前」での「喧嘩一件」の記録であると推測される。そして、独立した一個の記録であるという資料の存在形態から、「御門前喧嘩一件」という事件は、藩として、内容を把握・共有しておく必要があると考えられた事件の一つであると推測される。

ところが、藩の公式記録³⁾や史書⁴⁾には、その「御門前喧嘩一件」という事件に関する記述がない。そのため、この「御門前喧嘩一件」という資料が、「御門前喧嘩一件」という事件の存在を示す、そしてその内容を記す、唯一の資料になると考えられる。「御門前喧嘩一件」とは、どのような資料であるのだろうか、そして、「御門前喧嘩一件」とは、どのような事件であったのだろうか。

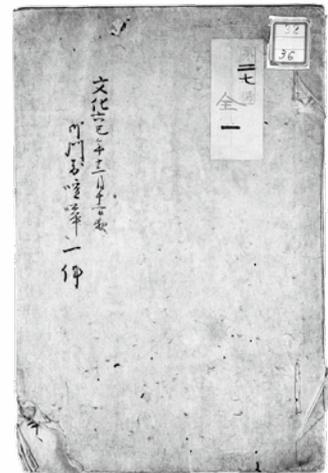


写真1
松平文庫「御門前喧嘩一件」

*福井県文書館古文書調査専門員

1. 福井藩の上屋敷と辻番所

『松平文庫目録』の解題によると、「御門前喧嘩一件」という資料は、「文化六年十二月十二日夜常盤橋邸門前辻番廻り場の内における刃傷一件記録」であるという⁵⁾。「文化六年十二月十二日」、当時の福井藩の藩主は治好で、治好は同年3月19日に参勤しており、この日も江戸にいた⁶⁾。「常盤橋邸」は、江戸城の外郭門の一つ、常盤橋門内にあった福井藩の上屋敷⁷⁾である（現在の東京駅〈東京都千代田区丸の内〉の北）。「御門前」での「喧嘩」とは、参勤中、藩主が在住中の上屋敷、その「門前」、「辻番廻り場の内」での「刃傷」であった。

上屋敷（写真2）は、北側と東側が「御堀」（江戸城の外堀〈現在の日本橋川〉）に面しており、西側の北半分が「酒井殿」（庄内藩酒井左衛門尉家上屋敷〈当時の藩主は忠器^{ただかた}〉）に接していた。残る西側の南半分と南側が通りに面しており、南側の中央からやや東寄りに「表御門」を構えていた。その「表御門」から通りに出て東に行くと、すぐに常盤橋門があり、西にしばらく行くと、江戸城の内郭門の一つ、大手門があった。この南側、「門前」の通りは、東西方向に走っており、東は上屋敷の南東の角で常盤橋門に突き当たって「御堀」沿いに南へと続き、西は上屋敷の南西の角で小倉藩小笠原家上屋敷に突き当たって南と北にわかれていた。西側の通りは、南北方向に走っており、南は小倉藩の上屋敷の南東の角で南と西にわかれ、北は「酒井殿」に突き当たって庄内藩の上屋敷沿いに西へと

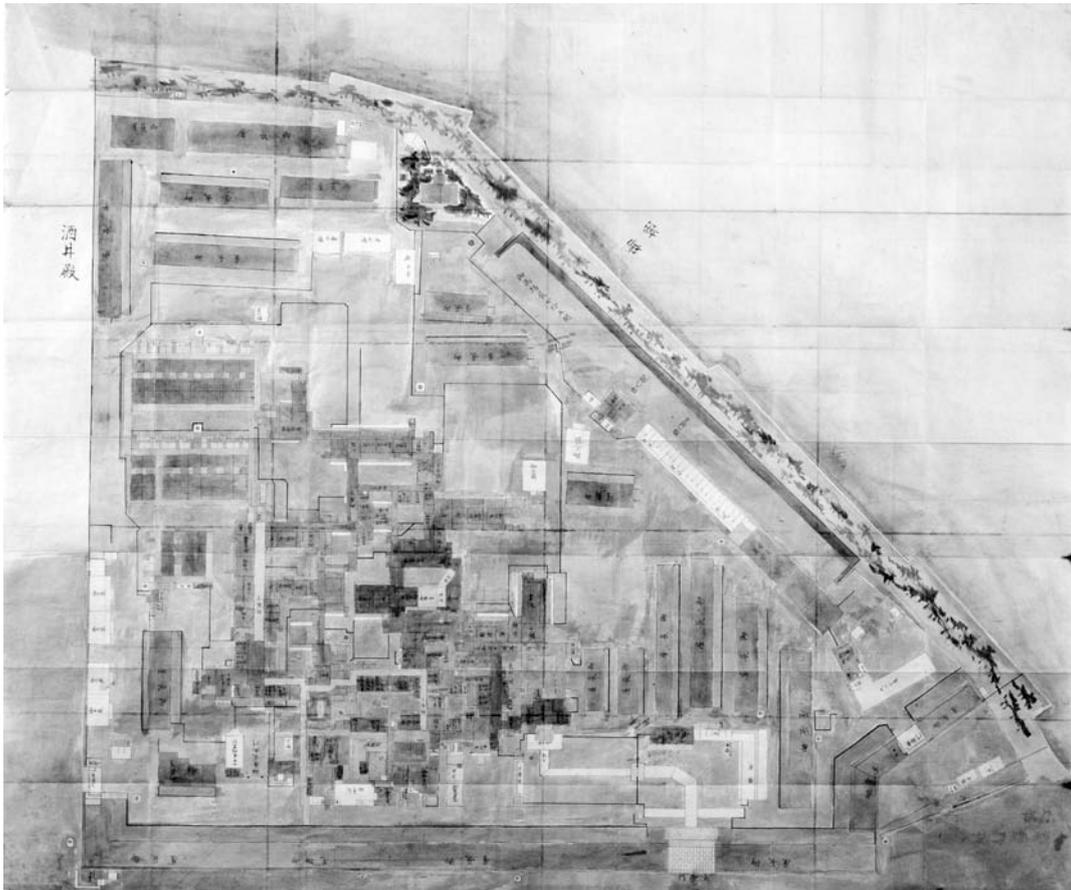


写真2 松平文庫「江戸常盤邸之図」⁸⁾

（原本は福井県立図書館保管、画像は福井市立郷土歴史博物館提供）

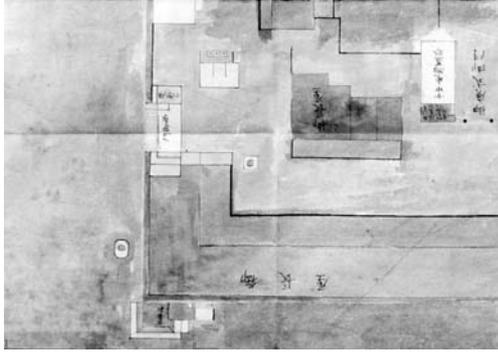


写真3 上屋敷の辻番所
(写真2の左下の一部を拡大)

続いていた。

「辻番」は、その上屋敷の南西の角、「表御門」に連なる「御長屋」の外に置かれていた(写真3)。前述の南側の通りと西側の通りが交わる辻である。そして、その「廻り場」(持ち場)であるが、これを書き表した資料は、確認できていない。ただ、前述の上屋敷の立地から、通行が可能な区域は限定されるため、屋敷の南側、および西側の南半分が、「辻番廻り場」であったと考えられる⁹⁾。

ところで、このような江戸屋敷をはじめとする武家屋敷には、「喧嘩果たし合いの場で相手を討ち果たした武士が近辺の任意の武家屋敷に駆け込んで保護を求めたとき、屋敷の主はこの者を匿い、追っ手側からする引き渡し要求を拒否するという慣行」(「近世武家屋敷駆け込慣行」)¹⁰⁾や門前での異変の処理にまつわる慣行¹¹⁾があった。前者は避難所の機能を前提とした慣行、後者は警察の機能を前提とした慣行である。つまり、武家屋敷とは、単に住居というだけでなく、その住居の機能に避難所の機能や警察の機能を併せ持つ存在であった。また、門前での異変の処理は、治安や風紀にも関わるため、武家屋敷に義務として課されていた。「御門前喧嘩一件」という事件は、まさに「門前での異変」であり、福井藩の上屋敷が、警察の機能を正常に働かせ、武家屋敷としての義務を果たせるかを問う一件であったといえる。

2. 松平文庫「御門前喧嘩一件」

松平文庫「御門前喧嘩一件」で、標題の事件は、「文化六己巳年十二月十二日夜御門前辻番廻り場之内ニ而御家人小田切伴蔵へ酒井左衛門尉殿内石原蔵右衛門召仕之若党吾孫子増次と申者手疵為負候節辻番之者共取押候始末」と説明されている。「御家人」に「手疵為負」た「酒井左衛門尉殿内石原蔵右衛門召仕之若党」を「辻番之者共」が「取押」さえたという事件であり、「喧嘩」の当事者と上屋敷の間に直接的な関係はなかった。ただ、「御門前」が「喧嘩」の現場であり、「辻番人」がその職務を全うした結果、間接的に関係が生じ、上屋敷に武家屋敷としての義務が発生したのである。そのため、この資料は、福井藩が第三者としてどう対処したか、その実例の記録ということになり、また、同様の事態が生じた場合にどう対処すべきか、その先例の記録ということになる。

文化6年12月12日夜、時刻は四つ時(午後10時)前であった。

3. 福井藩と「御門前喧嘩一件」

(1) 辻番人と「手負候者」

その時、上屋敷の門前で、「怪敷声」がしたという。場所は屋敷の外であったが、「怪敷声」は屋敷の中まで聞こえたようで、上屋敷は¹²⁾、すぐに組用人鷲松幾右衛門を向かわせ、報告や要請を待たずに動き出している。幾右衛門が外に出ると、「喧嘩之様子」で、「辻番所へ何者か兩人手負候者捕置候」という話を聞く。そこに御留守居¹³⁾ 大道寺七右衛門が駆けつけ、七右衛門も改めて話を聞いて

いる。ここで、この門前での「喧嘩」は、すぐに御家老中へと報告されたが、その原因も理由も、そして当事者の素性も判明しておらず、まだ「篤と致吟味」必要があった。

この時、上屋敷は、翌朝に治好の登城を控えていた。しかも、前述のとおり、「表御門」は屋敷の南側、「江戸城」は屋敷の西方向、「辻番所」は屋敷の南西の角という位置関係にあり、そこは登城の経路上であった。そのような状況の中、ここで、七右衛門が、まずは屋敷内へと移動させる必要があると判断し、さっそく当事者の勾留が可能な「明小屋」を手配させている。

(2)「稽古所」での勾留と治療



写真4 上屋敷の稽古所
(写真2の左上の一部を拡大)

上屋敷が手配した「明小屋」は、「西御小屋之内稽古所」であった。上屋敷の北西部分には「御長屋」が建ち並んでおり、その建物群の南東の端には三棟の「御土蔵」が建っていた(写真4)。この三棟の「御土蔵」のうち、西の一棟が、ここでいう「稽古所」である¹⁴⁾。七右衛門は、当事者同士の接触を避けるためか、「辻番所」から移動させる前に、この「稽古所」を二つに仕切らせている。

七右衛門は、こうして当事者の移動・勾留の手配を進めながら、同時に御書院番頭渋谷権左衛門¹⁵⁾を遣わして御匙医師(侍医)舟岡周伯と外科長尾松彦を呼び、当事者の治療の手配を進めていた。これは、「江戸時代の武士が常識としてわきまえておかなければならなかった慣行」であり、当事者の条件は異なるが、幕府も、門前で旗本同士の喧嘩があり、軽傷の場合は、「屋敷内に入れて傷の手当てをすること」を推奨していた¹⁶⁾。

ここまで、当事者の素性は不明なままであったが、ここで、ようやくその身元が判明している。1人は「御家人小田切伴蔵」(御本丸御膳所小間使)、もう1人は「酒井左衛門尉殿内石原蔵右衛門若党吾孫子増次」、そしてもう1人が「御本丸賄方本郷安五郎」である。この「御門前喧嘩一件」という事件は、「伴蔵に手負させた増次を辻番人が確保した」と説明され、「喧嘩」の直後に駆けつけた幾右衛門と七右衛門も、「何者か手負候者兩人捕置候」と聞いていた。ここまで触れられていなかったが、当事者は3人いた。

「喧嘩」と3人の関係を整理すると、はじめに伴蔵と増次との間で刃傷があり、伴蔵はこの時に負傷した。そして、つぎに増次と安五郎との間で刃傷があり、増次はこの時に負傷した。このような、3人の当事者による組み合わせを異にした2件の刃傷があり、3人のうち、2人(伴蔵・安五郎)は援助の関係で、その2人と1人(増次)が対立の関係にあった。なお、安五郎は無傷であった。

この3人を勾留することになった上屋敷は、「組之者等」を警固に付けて警戒を保ちながら、食事を出し、火鉢を置くなど、当事者の怪我だけでなく、勾留中の環境にも気を配っている。

このように上屋敷は、すぐに当事者を屋敷外の「辻番所」から屋敷内の「稽古所」へと移動させており、この時点で当事者は、すでに屋敷内の「稽古所」で勾留されていたが、「明朝御成御道筋」で

の「喧嘩」であったため、上屋敷は、ここで「早速公儀御役筋へも御達可有之」と御目付遠山左衛門尉（景晋）に御留守居人生田十左衛門¹⁷⁾を遣わしている。そうしたところ、左衛門尉から、さっそく検使等を向かわせるという返答があった。

（3）検使による吟味

翌日、13日暁六つ時（午前6時）頃、上屋敷に御徒目付横山為次郎・小田七郎、御小人目付小林新五郎・池田甚十郎、御使之者萱野弥五右衛門・中村文蔵、黒鋏之者2人の8人が到着した。この8人が、検使の一行である。

検使による吟味には、前出の七右衛門・周伯・松彦に御徒目付（福井藩）・御城使・組用人を加えた面々が立ち会っている。吟味の中心は、もちろん当事者の3人であるが、その対象には、七右衛門以下も含まれていた。検使は、当事者の吟味を済ませ、口書を取ると、続いて七右衛門・周伯・松彦、そして辻番人を呼び、「相尋」ね、口上書・口書を取っている。

この「御門前喧嘩一件」という資料には、その七右衛門・周伯・松彦・辻番人の口上書・口書が書き写されている¹⁸⁾。七右衛門以下の四者では、「御門前喧嘩一件」という事件との関わり方も関わり度合いも異なる。この口上書・口書は、その四者による証言である。

（3 - 1）大道寺七右衛門の口上書

七右衛門は、宝暦6年（1756）に中奥御小姓として召し出され、前述のとおり、この時は御留守居（江戸御聞番）を勤めていた（禄高は150石〈ほかに役料100石・御足高50石〉¹⁹⁾。

12日夜四つ時（午後10時）頃、七右衛門は、辻番人稲沢文蔵から「辻番廻り場所之内手負人有之双方捕置候」という報告を受けて屋敷の外に出た。七右衛門が見たところ、「手負人」の1人は「侍躰之者」（伴蔵）、1人は「足軽躰之者」（増次）であったという。以降は前述のとおりで、そこは「今十三日品川筋御成御道筋」であったため、屋敷内に引き取ってから、周伯・松彦を呼んで治療にあたらせ、身元と相互の関係を確認した。なお、ここで七右衛門は、「辻番所へ引取療養相加へ可申処」、「御成御道筋」であったので、屋敷内に引き取ったとしている。この七右衛門の対処から、福井藩の上屋敷では、「御門前」で「喧嘩」があった場合、辻番所を基本に勾留・治療を想定していたと考えられる。

（3 - 2）舟岡周伯の口上書

周伯は、明和6年（1769）に家督を相続して表御医師を勤め、その後、奥医、御匙医を経て、前述のとおり、この時は御部屋御匙医を勤めていた（禄高は200石〈ほかに御足高5人扶持〉²⁰⁾。

12日夜四つ時頃、周伯は、「七右衛門方」（御書院番頭渋谷権左衛門）から「手負候者兩人有之候」という話を聞いてその「手負候者兩人」の元へと向かった。「手負」であったため、周伯は、松彦が傷を縫うなどして外科的治療を施した後で、薬を飲ませて内科的治療を施し、「本道」（内科）としての処置を終えている。周伯の所見では、「変疵」には注意が必要であるが、「疵所茂浅ク候間命ニ障候程之義者有御座間敷候」という。

（3 - 3）長尾松彦の口上書

松彦は、奥御外科長尾順庵の子で、この時はまだ家督を相続していなかったが、七右衛門と周伯か

らは「外科」と呼ばれている（これから20年後の文政12年〈1829〉に家督を相続して表御外科を勤めた〈禄高は20人扶持²¹⁾〉）。

12日夜四つ時頃、松彦も、「七右衛門方」（権左衛門）から話を聞いて「手負候者兩人」の元へと向かった。これは、本来、順庵の役目であり、権左衛門も順庵を呼んでいたのだが、「順庵不快二付」、こうして松彦が治療にあたることになった。松彦は、傷口を縫い、膏薬を塗って折布を巻き、外科としての処置を終えている。松彦の所見でも、やはり、「変疵」には注意が必要であるが、「疵所浅ク候間命ニ障候程之義も有御座間敷候」という。

なお、この「外科」松彦の口上書には、「手負候者兩人」の怪我の状態が詳しく書き記されている。それによると、1人は、左眉に長さ3寸（約9cm）・深さ5分（約1.5cm）ほどの切傷、もう1人は、左眉の上に長さ3寸・深さ6分（約1.8cm）ほど、左膝の下に長さ2寸（約6cm）・深さ3分（約0.9cm）、右膝の下に長さ2寸2分（約6.6cm）・深さ5分ばかりの切傷であったという（ただし、それぞれ伴蔵と増次のどちらの怪我であるかは不明）。このように伴蔵が軽傷であったこと、そして夜という点、また安五郎が付近にいたという点には注意が必要であるが、増次が止めを刺さずにそのまま立ち去ろうとしていることから、意趣や遺恨を晴らすための「喧嘩」ではなく、何らかの原因による偶発的な「喧嘩」であったと推測される。

（3 - 4）辻番人の口書

上屋敷の辻番人は、御留守居付の一組21人で、辻番所に「昼夜詰切警固」した²²⁾。この夜の当番は、稲沢文蔵・河村直次・河村林左衛門・小川弥右衛門・松村文四郎・才川安兵衛の6人で、そのうち、文蔵・直次・林左衛門・弥右衛門の4人が、「出合候者」であったという²³⁾。

12日夜四つ時頃、辻番人は、辻番所の脇で「理不尽者ニ出合疵受候者」から声をかけられてその「疵受候者」の元へと向かった。すると、そこには負傷した「侍躰之者」（伴蔵）と1人「常盤橋御門の方へ逃行候者」（増次）がいた。辻番人は、その「逃行候者」を追い駆けて取り押さえたのだが、そこに先の「疵受候者」の「同伴と相見へ候仁」（安五郎）が現れ、辻番人の目の前で「取押候者」（増次）に切りかかった。そのため、ここで「双方共」を捕らえ、そして、七右衛門へと報告した。

このように、上屋敷の中では、辻番人が、もっとも早い段階で当事者に接触しており、2件目の刃傷も目撃していたが、その辻番人でも、「何故右躰之及始末候哉曾而不奉存」という。

（3 - 5）石原蔵右衛門名代の書付

御徒目付（幕府）は、七右衛門・周伯・松彦・辻番人の口上書・口書を取った後、続いて増次の主人石原蔵右衛門を呼び出した²⁴⁾。庄内藩からは、「内蔵右衛門病氣二付」、名代が遣わされている。御徒目付は、名代からも「口書」を取っており、この「御門前喧嘩一件」という資料には、その名代の口書（「以書付申上候」）も「為念」に書き留められている。

名代によると、伴蔵を手負わせて辻番人に取り押さえられたというその当事者は、「石原内蔵右衛門若党安孫子益次」に相違ないが、「昨十二日屋敷逐電仕候者」であるため、蔵右衛門としては「構無」という。こうして、庄内藩が「増次」との関係も「喧嘩」との関係も否定したため、「増次」と「喧嘩」の裁許は、すべて幕府に委ねられることになった。

以上が、検使による吟味である。ちなみに、上屋敷では、吟味が済んだところで、御小人目付・御

使之者・黒楯に賄いを出している²⁵⁾。検使の一行は、これで役目を終え、上屋敷から引き上げたが、当事者は、まだ上屋敷の手を離れていなかった。あとは引き渡しである。

(4) 町奉行所への引き渡し

14日夜八つ時（午前2時）前、辻番所に御小人目付小野沢十三郎・黒楯露田孫兵衛の2人が到着した。十三郎は幕府の使いで、御留守居中に会いたいという。

これには、御聞番本役加藤与五右衛門²⁶⁾が対応にあたっている。与五右衛門は、十三郎から「御本丸御当番御目付安藤弾正少弼殿御差図ニ而右之三人之者共小田切土佐守殿へ御引渡申候」という話を聞くと、十三郎に請書を渡し、すぐに御徒目付と組用人を「御屋形」に呼んで町奉行への直書の案文の作成にとりかかった。そして、御右筆部屋で直書ができあがると、御城使岡本顕蔵が直書を携行、御徒目付伴五郎左衛門²⁷⁾・組用人鷲松幾右衛門・御役組2人・御先筒3人が路次を警固という約10人体制²⁸⁾の行列を組み、当事者の引き渡しの準備を整えた。

なお、上屋敷では、前述の検使の一行が引き上げる際に、御徒目付（幕府）から「夫々御達相済候ハ、町御役所へ御引渡ニ可相成義ニも候間其心得致置候」という話を「内々」に聞いていたため、検使が引き上げてから使いが来るまでの間にも、御奉行と相談して「病人駕籠三挺」と「人足」を手配するなど、すでに引き渡しの下準備を進めていた。

同日七半時（午前5時）、引き渡しの行列は、当事者を「病人駕籠」に乗せ、蛇ノ目提灯を持ち、「東御門」から出発した。目的地は、江戸城の外郭門の一つ、呉服橋門内にあった北町奉行所である（常盤橋門から南に一つ目の門が呉服橋門で、上屋敷を「東御門」から出て「御堀」沿いに南下し、道三堀にかかる鉄瓶橋を渡り、呉服橋門の前を通過して再び「御堀」沿いに南下したところが北町奉行所）。この時の経路は未詳であるが、行列は、無事に北町奉行所へと到着している。そして、伴蔵・安五郎を縁の上、増次を縁の下に降ろすと、顕蔵は与力に直書を手渡し、さらに「三人共ニ直ニ揚り屋遣候」と念押しし、引き渡しを済ませた。

同日六時（午前6時）過ぎ、御徒目付五郎左衛門と組用人幾右衛門は、滞りなく引き渡しを済ませたことを御家老中へと報告し、上屋敷は「御門前」での「喧嘩」による不時の役目を終えた。

4. 御家老中からの「別紙」

それから八日後の22日、村田十太夫²⁹⁾から七右衛門に「別紙之通可被取計候」という申し渡しがあつた。その「別紙」とは、「辻番組之者共」（19人）への褒美であつた（表1）。

この「御門前喧嘩一件」という事件は、辻番人が増次を「取押」さえていたかどうかで、その後の展開も異なるため、上屋敷にとっては、何よりもまず、この辻番人の「働」が重要であつた。もし「取押」さえていなければ、「辻」の「番」という公の職務を全うできなかったということになり、また幕府の吟味や裁許に支障をきたすことにもなるため、その如何によっては上屋敷の、そして福井藩の体面に関わる可能性があつた。また、その時点では、当事者の素性も不明であつたため、「取押」さえその仕方には注意が必要であり、さらに「取押」された後の扱いにも慎重さが求められた。辻番人は、上屋敷、そして福井藩にも関わる職務を全うしたのであつた。

表1 「辻番組之者共」への褒美

拝領者	理由	褒美	備考
大道寺七右衛門組 小川弥右衛門	早速罷出捕押候始末無類之働ニ付	荒子株	出合候者
同人組 稲沢文蔵	引続相働始末参届候ニ付	銀60匁ツ、	出合候者
同人組 河村林左衛門			
同人組 河村直次	取計参届候趣ニ付	御酒代15匁ツ、	出合候者
同人組 齊(才)川安兵衛			
同人組 松村文四郎			
同人組 小頭共13人	非番ニ候へ共早速招集取計方令相聞候ニ付	御酒代銀30匁	

(松平文庫「御門前喧嘩一件」より作成)

さらにその翌日、23日、村田十太夫から御徒目付・御城使以下に「御内為御用御家老中へ申達候上請取申者也」という申し渡しがあつた。その「請取申者」とは、御徒目付以下(77人)への「御酒代」であつた(表2)。

前述のとおり、御徒目付伴五郎左衛門は14日の上屋敷から北町奉行所までの移送、御城使岡本顕蔵は14日の北町奉行所までの直書の携行と北町奉行所での引き渡しの手続き、そして村田十太夫組用人鷲松幾右衛門は12日の門前の確認と14日の上屋敷から北町奉行所までの移送という役割を果たしており、その具体的な内容が確認できる。しかし、この「御門前喧嘩一件」という事件には、それ以外にも御留守居物書から小遣之者まで、御留守居、御匙医師、外科なども合わせると、少なくとも100人以上が関わっており、それぞれが役割を果たすことで、上屋敷は武家屋敷としての義務を遂げることができたのであつた。

表2 御徒目付以下への褒美

拝領者	理由	褒美	備考
御徒目付 伴五郎左衛門	甚致心配其上町役所へ御引渡相成候節罷使候ニ付	金100疋	
御徒目付 高嶋彦左衛門	何茂致心配候ニ付	金1分2朱	1人2朱ずつ
御徒目付 市村惣右衛門			
御徒目付 金田弥左衛門			
御城使 山崎兵助	詰切致心配候ニ付	金2分	1人100疋ずつ
御城使 岡本顕蔵			
御留守居物書 2人	右同	銀20匁	1人10匁ずつ
御納戸下代勤 城崎孫助	右同	銀3匁	
村田十太夫組用人 鷲松幾右衛門	廻り場引渡之節も検使ニ付	銀15匁	
御目付 13人	何茂為廻り場并番等致候ニ付	銀30匁	
同組 2人	町御役所へ為警固検使候ニ付	銀4匁	
御先筒組 18人	張番為致候ニ付	銀18匁	
中判 1人	(記載なし)	銀2匁	
立合組 3人	(記載なし)	銀6匁	
大工 1人	(記載なし)	銀9匁	
御舟遣 8人			
御掃除之者小頭 6人	(記載なし)	銀12匁	
防之者小頭 4人	(記載なし)	銀8匁	
新中間 7人	(記載なし)	銀21匁	1人3匁ずつ
辻番組小遣之者 4人	(記載なし)	銀5匁	

(松平文庫「御門前喧嘩一件」より作成)

おわりに

翌年、文化7年（1810）4月6日、御留守居下役が北町奉行所に呼び出された。これには、引き渡し役を務めた御城使岡本顕蔵が対応にあたり、北町奉行所から「御書付」を受け取ってきている。

その「御書付」によると、その日、増次は「酒ニ狂酔^(カ)」した状態で、常盤橋御門に向かって歩いていた。そして、「行逢」った伴蔵が「突当候と心得」、刀を抜いて「理不尽」に切りかかった。伴蔵は、たまたま通りかかっただけで、「喧嘩」とはいうものの、その場で悪口雑言や口論があったわけでもなく、かねてからの意趣や遺恨があつてわけでもない、酒狂による乱心が原因の「刃傷」であった。この「喧嘩」を引き起こした増次には、「不法之義不届」により「軽追放」が申し渡されたという。いっぽう、不意の暴力によって負傷した伴蔵、そして暴力を鎮圧しようとして「喧嘩」に加わることになった安五郎は、「右侍之筋も無之^(増次)」により、ともに「無構」であった。

この「御門前喧嘩一件」という事件は、こうして終わっている。「軽追放」「無構」は、老中青山下野守（忠裕）の「御差図」であった。

注

- 1) 『松平文庫目録』（福井県立図書館、1968年）。藩政資料については、後年、新たに『松平文庫 福井藩史料目録』（福井県立図書館、1989年）が刊行されている。
- 2) 分類番号821(M32-36)。堅帳（全1冊、全15丁、仮綴）で、外題（「文化六巳年十二月十二日夜御門前喧嘩一件」）は表紙の左上に直書き、奥書・蔵書印はなし。
- 3) 松平文庫「御家譜 巻百四十三 治好公十五」（文化5年〈1808〉～同6年）（分類番号116〈仮35〉-143）、同「越前世譜 治好様御代（143）」（文化5年〈1808〉～同6年）（分類番号117〈仮32〉-144）。
- 4) 『片鞆記・続片鞆記 上』（福井県郷土誌懇談会、1955年）。
- 5) 前掲注1『松平文庫目録』161頁。
- 6) 3月19日福井発・4月3日江戸着（交代は翌年、文化7年5月15日江戸発・6月1日福井着）（印牧信明「福井藩の参勤交代に関する基礎的考察」〈『奈良史学』29号、奈良大学史学会、2011年。初出は福井市立郷土歴史博物館平成20年秋季特別展『福井藩と江戸』解説図録、福井市立郷土歴史博物館、2008年）。
- 7) 正徳3年（1713）3月晦日に拝領し（当時の藩主は治好の5代前の吉邦）、明治4年（1871）8月19日に上地となるまで（当時の藩主は治好の4代後の茂昭）、約160年にわたって使用していた。
- 8) 分類番号1414(仮498)。原本は「表御門などの門と土蔵、厩」は白色、「長屋」は緑色、「御殿群」は緑と黄色（緑は畳敷、黄色は板敷や廊下、縁）で彩色が施されている（吉田純一〈平井聖監修〉『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』〈至文堂、1997年〉281頁）。なお、『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』33頁、『福井藩と江戸』（福井市立郷土歴史博物館、2008年）24頁にカラー図版が掲載されている。
- 9) 辻番所は、その負担者により「幕府」「町」「大名・旗本」の3つに区分され、このうち、「大名・旗本」は、さらにその負担の形態により「一手持辻番」（単独）「組合辻番」（共同）の2つに区分される。そして、その職務は、「留置」と廻り場の管理（病人・酒酔人の保護、捨子・迷子の介抱・養育・貫人の人選、死体処理、捨物の処理、事故処理、馬の保護）で、「自警組織」というより「公儀の番」として評価しうる。役、であった（岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房、2004年）。この「御門前喧嘩一件」では、福井藩から幕府に当事者が引き渡されているため、上屋敷の南西の角の辻番所は、福井藩の「一手持辻番」であったと考えられる。
- 10) 笠谷和比古「武士道概念の史的展開」（『日本研究』第35集、国際日本文化研究センター、2007年）253～254頁。「近世武家屋敷駈込慣行」については、同「近世武家屋敷駈込慣行」（『史料館研究紀要』第12号、国立史料館、1980年。のち『近世武家社会の政治構造』〈吉川弘文館、1993年〉に再録〈短縮版〉）参照。なお、この「武家屋敷駈込慣行」について、谷口眞子氏は、「武士・武家奉公人のみならず、百姓や職人などにも見られ」（『武士道

- 考-喧嘩・敵討・無礼討ち-」〈角川学芸出版、2007年〉76頁)、『駆け込む』という行為自体は、身分を問わず行われて(同96頁)おり、「武士の自立性を示す武士道にのっとった行為というよりは、すぐれて法圏の問題であった」とされる(同98頁、267頁)。
- 11) 山本博文「〈考証 真実の江戸時代像に迫る〉門前での喧嘩、あるいは行き倒れがあった時」(『歴史と旅』2000年10月号〈第27巻13号〉、秋田書店、2000年)。
 - 12) 「御門前喧嘩一件」という資料は、作成者が未詳で、さらに主語が省略されている部分があるため、動作の主体が不明確な場合は「上屋敷」とした。
 - 13) 「御留守居」(江戸藩邸定詰、幕府や諸藩との交際役)は、寛政元年(1789)3月に「江戸御聞番」と改称されていたが(松平文庫「福井藩役々勤務雑誌」〈大正4年〔1915〕〉〈分類番号693〔M43-1〕〉)、この「御門前喧嘩一件」という資料では、旧称の「御留守居」、または「屋敷役人」と表記されている。なお、「福井藩役々勤務雑誌」は、事典形式に編纂された上で、舟沢茂樹校訂『福井藩士事典』(歴史図書社、1977年)として刊行されている。
 - 14) 松平文庫「江戸常盤邸之図」(写真4)では、「御土蔵」と表記されているが、同「江戸常盤橋靈岸嶋御屋敷図江戸常盤橋御屋敷図」(分類番号1407〈仮632〉-1)や同「江戸常盤橋邸外圍ノ図」(分類番号1415〈M74-54〉)では、この「御門前喧嘩一件」という資料での呼称のとおり、「稽古所」と表記されている。
 - 15) 渋谷権左衛門は、寛政2年(1790)3月12日に家督を相続して寄合引渡席を勤め、御用人見習、御用人(御奏者兼)を経て、この時は御書院番頭を勤めていた(禄高は600石)(『福井藩士履歴 3 け～そ』〈福井県文書館資料叢書11、福井県文書館、2015年〉157頁)。
 - 16) 前掲注11「門前での喧嘩、あるいは行き倒れがあった時」151頁。
 - 17) 生田十左衛門は、寛政4年(1892)に家督を相続して大番を勤め、この時は大御番三番筆頭役を勤めていた(禄高は150石)(『福井藩士履歴 1 あ～え』〈福井県文書館資料叢書9、福井県文書館、2013年〉172頁)。
 - 18) 当事者の口書については、「手負人口書之義ハ彼役方之者取帰候」とあり、書き写されていない。
 - 19) 『福井藩士履歴 4 た～ね』(福井県文書館資料叢書12、福井県文書館、2016年)12頁。
 - 20) 『福井藩士履歴 5 の～ま』(福井県文書館資料叢書13、福井県文書館、2017年)166頁。
 - 21) 前掲注19『福井藩士履歴 4 た～ね』263頁。
 - 22) 前掲注13「福井藩役々勤務雑誌」(『福井藩士事典』56頁)。
 - 23) このように名前は判明しているものの、その出自や経歴などは未詳である。
 - 24) 福井藩の上屋敷の西隣にあった庄内藩の上屋敷か(写真2)。
 - 25) 御徒目付にも出そうとしたが、「何方ニ而も御役前ニ而食事等不致」と断られたという。
 - 26) 加藤与五右衛門(八郎左衛門)は、寛政6年(1894)に家督を相続して大番を勤め、御徒頭末之番外(御時宜兼)、御聞番見習を経て、この時は御聞番本役を勤めていた(禄高は100石〈ほかに役料50石〉)。なお、翌年、文化7年2月3日には、大道寺七右衛門が隠居したため、「是迄七右衛門江御預被置候組」を引き継いでいる(前掲注15『福井藩士履歴 3 け～そ』177頁)。
 - 27) 伴五郎左衛門は、文化7年(1810)4月3日に取り立てられて御留守番を勤め、大御番、御留守番、用水奉行を経て、この時は御代官を勤めていた(禄高は18石3人扶持)(前掲注20『福井藩士履歴 5 の～ま』112頁)。
 - 28) 「御先筒三人都合」で途切れているため、正確な人数は未詳である。
 - 29) 村田十太夫は、天明8年(1788)に家督を相続して大番を勤め、奥御納戸御書院番、御腰物数寄方奉行(御部屋附兼帯)、御部屋附御近習番、郡奉行を経て、この時は御目付を勤めていた(禄高は150石〈ほかに役料100石〉)(『福井藩士履歴 6 み～わ』〈福井県文書館資料叢書14、福井県文書館、2018年〉76～77頁)。